

西東京市交通安全計画素案からの変更箇所

1 主な変更箇所

主な変更箇所については、「第2部 分野別施策」の内容となっております。詳細は以下の対照表のとおりとなります。

変更後：（案）	変更前：（素案）	変更理由
第1部 総論 第3章 交通安全施策の方向 (6) 「新しい生活様式」に対応した交通安全啓発の推進	第1部 総論 第3章 交通安全施策の方向 (6) 「新しい生活様式」に対応した交通安全対策の推進	内容を踏まえて見直しました。
第2部 分野別施策 第1章 道路交通環境の整備 【P13】 <u>市では、西東京市道路整備計画において、道路整備に関する考え方として、①体系的な道路ネットワークの形成、②交通安全対策としての道路整備、③歩行者・自転車ネットワークの整備の3つの基本方針を定めています。本計画では、西東京市道路整備計画を踏まえ、交通安全の観点により、施策を設定しています。道路の整備や交通安全施設の整備等の施策を講じる場合は、関係機関とともに取り組みます。</u>	第2部 分野別施策 第1章 道路交通環境の整備 【P13】 <u>子どもや高齢者、障害者をはじめ、だれもが安全かつ快適に移動することができるよう、道路の整備や交通安全施設の整備等の取組を関係機関とともに進めます。</u>	第2部第1章道路交通環境の整備については、西東京市道路整備計画を基づく、道路交通環境の整備に関する具体的な考え方を追記しました。
1 道路の整備 (1) 歩道の整備 【P13】 <u>幹線道路の整備については、道路交通の安全と円滑化を図るため、歩行者等を自動車交通から分離した幅員構成を検討します。</u> <u>歩道の整備については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年6月21日法律第91号）及び「東京都福祉のまちづくり条例」（平成7年3月16日条例第33号）を踏まえた有効幅員を確保するとともに、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、バリアフリーに対応し、高齢者や障害者を含む誰もが安心して歩ける<u>快適な歩行空間の確保</u>に努めます。</u>	1 道路の整備 (1) 歩道の整備 【P13】 <u>歩行者及び自転車利用者を自動車交通から分離し、道路交通の安全と円滑化を図るため、歩道未整備区間や歩道幅員の狭い区間について、整備を進めていきます。</u> <u>歩道の整備に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年6月21日法律第91号）及び「東京都福祉のまちづくり条例」（平成7年3月16日条例第33号）を踏まえ、<u>車いすでもすれ違えることができる2m以上の幅員確保や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、バリアフリーに対応し、高齢者や障害者を含む誰も</u> </u>	幹線道路と幹線道路以外の市道については、整備方針が異なるため、幹線道路以外の主要生活道路及び区画道路の考え方を別途追記しました。

変更後：（案）	変更前：（素案）	変更理由
<p>主要生活道路及び区画道路における歩道未整備区間等の拡幅整備が困難な箇所については、カラー舗装等の交通安全施設の整備により、歩行者空間の確保に努めます。</p>	<p>が安心して歩ける歩行空間の確保に努めます。 また、駅周辺の安全な歩行空間を確保するため、西東京都市計画道路3・4・24号田無駅南口線の整備を図ります。</p>	
<p>(2) 交差点の改良 【P13】 東京都の「第3次交差点すいすいプラン」で位置付けられている3箇所（保谷小前、保谷新道、栄町二丁目）の交差点については、関係機関と協議し、右折レーンの設置等の整備を働きかけます。 なお、追突や出会い頭の事故を防止するために、見通しの悪い交差点においては視認性の確保が必要です。問題が認識されている交差点については、安全性等についての調査を行い、対策の必要性を確認した上で順次対策を進めます。</p>	<p>(2) 交差点の改良 【P13】 ア 交差点は、その形状が歩行者及び車両の安全と交通の円滑化を確保する上で非常に重要な要素であることから、右左折レーンの設置、隅切改良等の整備を進めます。また、交通渋滞箇所及び交通事故のおそれのある箇所等において、ゼブラ導流帯の設置等の交差点改良を進めます。 イ 市内の交差点3か所（保谷小前、保谷新道、栄町二丁目）においては、東京都の計画「第3次交差点すいすいプラン」に基づき、東京都が右折車線等の整備に向けた検討を進めています。</p>	<p>市管理の幹線道路の交差点については、おおむね右左折レーンの設置等の整備が終わっています。幹線道路以外の対策として、事故類型別事故発生状況をみると、追突や出会い頭の事故が多いため、対策について追記しました。</p>
<p>(3) カーブ地点の交通事故防止対策の推進 【P13】 見通しの悪い曲線道路等については、路面標示、道路照明、防護柵、道路反射鏡、滑り止め舗装、視線誘導標等の交通安全施設や注意喚起を目的とした電柱幕等の設置を必要に応じて検討し、整備・維持管理に努めます。</p>	<p>(3) カーブ地点の改良 【P13】 見通しの悪い曲線道路等の改良として、路面標示、道路照明、防護柵、道路反射鏡、滑り止め舗装、視線誘導標の設置など安全施設の整備を進めます。</p>	<p>道路の構造上の対策に加え、運転手に対する注意喚起の取組を追記しました。</p>
<p>(4) 自転車通行環境の整備 【P14】 新たに幹線道路を整備する場合は、自転車走行空間の確保を図ります。 また、既存の幹線道路等においても、自転車の交通量が多い道路では、自転車ナビマークや自転車ナビラインなどのサイン整備等を推進するほか、自転車専用通行帯等の整備の可能性についても検討します。</p>	<p>(4) 自転車通行環境の整備 【P14】 都市計画道路をはじめとした幅員の広い道路において、自転車空間の確保を図ります。都市計画道路を新たに整備する際には、自転車空間の整備検討を基本とします。都市計画道路等においても、自転車の交通量が多い道路では、自転車ナビマークの整備などサイン整備等を推進するほか、自転車専用通行帯等の整備の可能性についても検討します。</p>	<p>新たに幹線道路を整備する場合と既存の幹線道路等については、対応が異なるため、取組を場合分けして表記しました。</p>

変更後：（案）	変更前：（素案）	変更理由
<p>2 交通安全施設の整備等 【P16】 (1) 路面標示の整備・維持管理 【P16】 <u>道路幅員の変更箇所や車道の外側線、路側帯を示す必要がある区間等は、路面標示を整備するとともに、経年劣化により剥離がある場合は、再塗装等の整備・維持管理に努めます。</u></p>	<p>2 交通安全施設の整備 【P16】 (1) 路面表示の整備 【P16】 <u>道路幅員の変更箇所や車道の縁線を示す必要がある区間等で、路面表示（区画線、道路標示）の整備や夜間の視認性向上のための高輝度化を進めます。</u></p>	<p>維持管理や維持補修に関する記載を追記しました。</p>
<p>(2) 道路標識等の整備・維持管理 【P16】 <u>道路利用者に対して、的確な情報提供がなされるよう、わかりやすく見やすい道路標識の設置や汚損された標識の撤去や回復作業を行います。</u></p>	<p>(2) 道路標識等の整備 【P16】 <u>道路利用者に対して、的確な情報提供がなされるよう、わかりやすく見やすい道路標識の設置や汚損された標識の早急な回復作業を行います。また、高齢者や障害者の円滑な通行を支援する案内標識の整備を進めます。また、道路標識の乱立を防止するため、体系的な整備を図ります。</u></p>	
<p>(3) 道路照明の整備・維持管理 【P16】</p>	<p>(3) 道路照明の整備 【P16】</p>	
<p>(6) 道路反射鏡の整備・維持管理 【P16】 <u>信号機のない交差点等で、特に視認性が悪い箇所については必要に応じて道路反射鏡を設置するとともに、経年劣化等による腐食や破損等がある場合は、状況に応じて、補修や交換等の整備・維持管理に努めます。</u></p>	<p>(6) 道路反射鏡の整備 【P16】 <u>交差点等の見通し距離が不足している道路で、交通事故の発生のおそれがあり、事故防止効果が認められる箇所に道路反射鏡の整備を進めます。</u></p>	
<p>削除</p>	<p>(7) その他 【P16】 <u>道路交通の安全性と円滑性を高めるため、その他各種施設の維持補修に努めます。</u></p>	<p>(1)(2)(3)(6)のそれぞれの項目に維持管理や維持補修に関する記載を追記したため、項目を削除しました。</p>
<p>3 道路利用の適正化 (2) 道路の占有許可 【P17】 <u>安全かつ円滑な道路交通を確保するため、工作物の設置や工事等の道路の占有については、適正な道路占有許可を行います。</u></p>	<p>3 道路利用の適正化 (2) 道路占有及び道路使用の抑制 【P17】 <u>道路交通の安全と円滑を確保するため、工作物の設置や工事等の道路の占有及び使用については、公益性を有するもの以外は抑制する方針のもとに、適正な道路占有・道路使用許可を行います。また、道路パトロールを実施し、許可条件の遵守、保安施設の設置等について、指導を徹底します。</u></p>	<p>道路占有については、市で申請許可を行っていますが、道路使用については田無警察署で許可を行っているため、記載を所管ごとの取組に修正しました。</p>

変更後：（案）	変更前：（素案）	変更理由
<p>6 その他 (2) 道路の<u>植栽の適正管理</u> 【P18】 街路樹の<u>生育不良や落枝、枯損木、害虫の発生等</u>による、<u>道路交通への支障や道路利用者等の危険の未然防止のため植栽の適正管理に努めます。</u></p>	<p>6 その他 (2) 道路の<u>緑化推進</u> 【P18】 街路樹の<u>生育不良や落枝、枯損木等</u>による、<u>道路交通への支障や道路利用者等の危険の未然防止に努めます。</u> <u>また、道路利用状況、沿道状況等の変化を考慮し、歩行者・自転車の通行空間と植栽空間の調整を図りながら、植栽整備を推進します。</u></p>	<p>本計画の主旨である交通安全の観点から整理し、項目名と内容を見直しました。</p>
<p>第2章 交通安全意識の普及啓発 2 地域社会における交通安全意識の啓発 (1) <u>交通安全協会等の関係団体と連携した交通安全教育の推進</u> 【P22】</p>	<p>第2章 交通安全意識の普及啓発 2 地域社会における交通安全意識の啓発 (1) <u>交通安全協会等を主体とした交通安全教育の推進</u> 【P22】</p>	<p>交通安全協会以外にも、関係団体と連携して交通安全教育を推進しているため、項目名を見直しました。</p>
<p>3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化 (2) <u>飲酒運転や危険ドラッグ等薬物使用運転根絶に向けた規範意識の確立</u> 【P24】 <u>飲酒運転や危険ドラッグ等薬物使用運転（以下「飲酒運転等」と言う。）の危険性や飲酒運転等に起因する交通事故の実態について、「飲酒運転させないTOKYO キャンペーン」をはじめ、「春・秋全国交通安全運動」、「TOKYO 交通安全キャンペーン」等を通して周知し、また「ハンドルキーパー運動」の普及啓発に努めるなど、飲酒運転等を許さない社会環境づくりに取り組み、飲酒運転等根絶に向けた規範意識の確立を図ります。</u></p>	<p>3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化 (2) <u>飲酒運転や危険ドラッグ等薬物使用運転根絶に向けた規範意識の確立</u> 【P24】 <u>飲酒運転や危険ドラッグ等薬物使用運転（以下「飲酒運転等」と言う。）の危険性や飲酒運転等に起因する交通事故の実態を周知するための広報啓発活動を進めるとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類提供飲食店等と連携して「ハンドルキーパー運動」の普及浸透に努める等、飲酒運転等を許さない社会環境づくりに取り組み、飲酒運転等根絶に向けた規範意識の確立を図ります。</u> <u>また、飲酒運転等を根絶するため、関係機関、民間団体、企業等と連携した「飲酒運転させないTOKYO キャンペーン」をはじめ、「春・秋全国交通安全運動」、「TOKYO 交通安全キャンペーン」などを通して取組を推進し、飲酒運転等の危険性や飲酒運転に起因する交通事故の実態を周知するなど、飲酒運転等をさせない気運を醸成し、飲酒運転等の根絶を目指します。</u></p>	<p>内容が一部の「実態を周知する」等、重複していたため整理しました。</p>
<p>第4章 被害者の<u>負担軽減</u> 【P27】</p>	<p>第4章 被害者の<u>支援</u> 【P27】</p>	<p>内容を踏まえて見直しました。</p>

変更後：（案）	変更前：（素案）	変更理由
<p>第5章 公共交通の安全確保</p> <p>1 鉄道交通環境の整備</p> <p>(1) 利用しやすい駅施設等の整備 【P28】 <u>市内5駅については、移動等円滑化された施設が整備されていますが、施設の利用状況等に応じて、誰もが安全で円滑に移動できる環境整備をより一層進めるため、鉄道事業者と連携し、調査を進めます。</u></p> <p>(2) ホームでの安全確保 【P28】 <u>ホーム上での「歩きスマホ」等の危険性や線路へ転落した際の安全対策等について、鉄道事業者と連携し、利用者への周知を図るとともに、市内5駅へのホームドア設置に向けて、鉄道事業者への働きかけを行います。</u></p> <p>(3) 踏切道の安全を図るための措置 【P28】 <u>高齢者や障害者をはじめとした踏切通行者の安全対策、踏切事故の解消に向けて、抜本的な対策である鉄道の連続立体交差化について、関連機関と協議し推進します。</u> <u>また、必要に応じて踏切の改良についても関連機関と協議し、対応を図ります。</u></p>	<p>第5章 公共交通の安全確保</p> <p>1 鉄道交通環境の整備</p> <p>(1) 利用しやすい駅施設等の整備 【P28】 <u>調整中</u></p> <p>(2) ホームでの安全確保 【P28】 <u>調整中</u></p> <p>(3) 踏切道の安全を図るための措置 【P28】 <u>調整中</u></p>	<p>素案作成時に調整中であった内容について、追記しました。</p>
<p>2 路線バス等の利用環境の充実 【P29】</p> <p>(1) 運行管理の充実【P29】 <u>安全な運行を確保するため、事業者と連携し、利用者への乗車マナーの周知を図るとともに、必要に応じて、乗務員の交通安全意識の醸成、運転技能、知識及び接客マナーの向上について、事業者へ働きかけを行います。</u></p> <p>(2) 公共交通の利用の促進 【P29】 <u>バス、鉄道等の市内公共交通の情報を一元化した「公共交通ブック」を作成し配布するなど、公共交通の利用について周知を図ります。また、バス接</u></p>	<p>2 路線バス等の交通環境の整備 【P29】</p> <p>(1) 運行管理の充実【P29】 <u>安全な運行を確保するため、事業者と連携し、利用者への乗車マナーの周知を図ると共に、必要に応じて、乗務員への安全教育等を通した一層の運転技能及び知識の育成、交通安全意識の醸成について、事業者へ働きかけを行っていきます。</u></p> <p>(2) 公共交通の利用の促進 【P29】 <u>バス、鉄道等の市内公共交通の情報を一元化した「公共交通ブック」を作成し、配布する等、公共交通の利用について周知を図ります。また、バス接</u></p>	<p>内容がより適切になるよう、文言を修正しました。</p>

変更後：（案）	変更前：（素案）	変更理由
<p>近表示や目的地までの所要時間を表示するバスロケーションシステム等の充実、<u>市民の要望に即したダイヤ編成</u>について、事業者へ働きかけを行います。</p> <p>(3) 計画運休への取組 【P29】 <u>大型台風が接近・上陸する場合等、気象状況により運行に支障が生ずる恐れが予測され、計画運休が実施される</u>ときは、<u>バス事業者と連携し、ホームページ等で計画運休について情報提供</u>します。</p>	<p>近表示や目的地までの所要時間を表示するバスロケーションシステム等の充実、<u>利用に即したダイヤ編成</u>について、事業者へ働きかけを行います。</p> <p>(3) 計画運休への取組 【P29】 <u>バス事業者と連携し、大型台風が接近・上陸する場合など、気象状況により運行に支障が生ずるおそれが予測される</u>ときは、<u>一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、ホームページ等で情報提供</u>します。</p>	

2 軽微な修正

(1) 目次構成

本文中の「部」「章」「項」「号（括弧書きの番号）」を記載していましたが、「号」を省略し、「項」までの表示としました。

(2) 図表補正

図表内で単位が重複して表示されていた箇所を統一しました。また、注釈の開始位置を図表の左端に合わせました。

(3) 施策推進の視点の適用追加

第2章内の施策ごとに記載している施策推進の視点の略号を一部追加しました。

(4) その他

計画中に使用する文言の送り仮名等の統一性について整理しました。